

## 第9回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成18年2月20日（月）午後3時～午後5時10分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞大阪本社社会部次長）

高木 剛（日本労働組合総連合会会長、UIゼンセン同盟会長）

ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）

土屋美明（社団法人共同通信社論説副委員長兼編集委員）

議長 中川英彦（京都大学法科大学院教授）

宮本一子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所所長、川村学園女子大学教授）

吉永みち子（ノンフィクション・ライター）

（日弁連）

会長 梶谷 剛

副会長 柳瀬康治 高木佳子

事務総長 山岸憲司

事務次長 山本眞弓

広報室室長 生田康介

（説明者）

弁護士任官等推進センター 事務局次長 小川達雄

裁判員制度実施本部 事務局長 小野正典

以上 敬称略

### 議 事 内 容

#### 1. 開会の挨拶

（宮本議長）

では、第9回の日本弁護士連合会市民会議を始めさせていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきどうもありがとうございます。本日は、片山委員と清原委員の2名の方が、残念ながら所用のため欠席です。

## 2．議事

(宮本議長)

本日の議事録署名人は、順番から行きますと、吉永委員と土屋委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(了承)

## 3．議長交代の件について

(宮本議長)

次は議長交代の件をお諮りしたいと思います。

市民会議規則5条では、議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出するということになっております。任期は1年で、再任を妨げないという規定でございますが、平成15年12月の第1回より約2年間、私が議長を務めさせていただきました。今年で3年目を迎えるにあたりまして、議長を交代したいと思っております。副議長及び事務局と相談しました結果、後任として中川英彦委員を推薦させていただきたいと思っております。中川委員には、事前にご了解をいただいておりますが、この件について皆様のご承認をいただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

(宮本議長)

それでは、よろしく申し上げます。なお、井手副議長には、引き続き副議長をお務めいただき、中川新議長をサポートしていただこうと思っております。井手さん、よろしくお願いたします。

大げさな退任のご挨拶はありませんけれども、2年間、能力のない私をサポートしてご協力いただいて、ありがとうございました。言動は割り方過激な私なんですけど、どうも小心者で、少々ばかり重荷になっておりましたので、市民会議だから議長も皆さんで交代するのがいいのではないかと思います、こういう結果になりました。中川新議長、井手副議長も、どうぞよろしくお願いたします。

(中川委員)

ただいま推薦されました、中川です。議長という器ではとてもないのですけれども、どうも年齢順で、宮本委員の次が私だということです。顔ぶれを見ましても、一番暇そうにしているのも、多分それが理由で、ご推薦いただいたと思っております。微力ではございますけれども、井手副議長に支えていただきまして、何とか役目を果たしていきたいと思っております。

フットさんもおられますけれども、法科大学院を見ておきますと、日本中の有能な人材が法曹界に非常に集まっている状況が感じられるんです。これは一面、大変いいことだと思いますけれども、社会の一つのセクターに、有能な人材が固まりすぎても問題があるのではないかと。だけど、それは現実でございますので仕方がないので、ただ、そういう優秀な人材が、将来法曹を担って、社会で活躍していただく。その中心がやっぱり何といたしても弁護士会でございます。

その弁護士会が、市民のために十分力を発揮していただくということが、やはり大変大切なことではないかと思っております。耳の痛いこともあるかと思えますけれども、そういう社会全体のためになるような意見を少しでも皆さんから出していただいて、参考にさせていただければと思っております。そのようなセンスといたしますか、観点で、会議を運営していきたいと思っております。よろしく願いいたします。宮本議長、ご苦労様でございました。

#### 4. 議事

##### (1) 議題1 依頼者からの苦情処理システムについての要望書(報告)及び未決拘禁制度改革についての要望書(案)について

(中川議長)

それでは、早速でございますけれども、本日の議題に入ります。きょうは三つございまして、ご案内状にあると思えますが、議題1では、「依頼者からの苦情処理システムについての要望書」についてご報告をいただき、「未決拘禁制度改革についての要望書(案)」についてご審議いただきます。それから議題2は、弁護士任官の推進についての問題。議題3は、裁判員制度についての問題。こういうようになっておりまして、時間的には、第2と第3の議題につきまして、1時間程度ずつご議論いただいたらどうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題1につきまして、山本次長のほうからお願いします。

(山本事務次長)

では、ご報告させていただきます。まず、「依頼者からの苦情処理システムについての要望書」については、先ほども触れましたけれども、配付資料の68-3の1枚目に付いておりますように、会内の関連委員会に資料として配付をさせていただきました。そのほかに、毎週水曜日に日弁連ではこの会館で定例記者会見を行っているのですけれども、そちらのほうにも配付させていただき、日弁連のホームページ上にも掲載させていただいております。

この要望書について、特に一番関連する「市民窓口及び紛議調停制度に関するワーキンググループ」という委員会が、先日開かれ、かなり、この件について議論をいただきました。ワーキンググループとして、この件については更にいろいろご説明することもあるとの議論も出たようですので、詳しい内容は、私も把握しておりませんが、場合によっては、市民会議に更に何らかのご報告をさせていただく機会を持つことをお願いするようになるかもしれません。

次に、土屋委員につくっていただいた「未決拘禁制度改革についての要望書(案)」ですけれども、メーリングリストで皆さんのご意見をいただいて、ただ、宮本委員以外からは特に異論等はなく、今日に至っています。ただ、この件につきましては、新聞等でも既に報道されておりますように、未決拘禁者の収容及び処遇等に関する法律の整備に向けて、昨年12月から有識者会議が開かれておりまして、非常に早いペースで進んでいるものですから、この要望書も、もう確定するのを待たずに、メーリングリストでのある程度の感触で申し訳なかつたのですけれども、案の段階で事前に日弁連のほうの刑事拘禁制度改革実現本部のほうにお渡しして、その活動に活かしていただくということにさせていただきました。

先ほども申し上げましたけれども、有識者会議の提言というのを資料76で配らせていただいております。この中にいろいろ、この要望書にも取り上げていただいた件が触れられております。それから、この前にご提出いただいた、法廷における被告人の服装問題についても、9ページで触れているということで、大変役立たせていただいたと思っております。

ということなものですから、案の段階でもう利用させていただいてしまっているのですが、本日、皆様のご了解がいただければ、正式に要望書として確定していただいて、日弁連宛に提出していただければ、今後さらに活かしていけると思っておりますので、よろしくお願いいたします。報告は以上です。

(中川議長)

ありがとうございます。ただいまの「未決拘禁制度改革についての要望書(案)」ですけれども、ご説明のとおり、もう既に提出されまして、一部はそれを取り入れられているというご説明でございます。本来ならば事前に会議で確定の上、提出するという手順でございますけれども、事情がご説明のとおりでございますので、事後的に要望書をここで確定させていただくという手順になるとは思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(承認)

(中川議長)

では、要望書は確定したという取り扱いにさせていただきます。

## (2) 議題2 弁護士任官の推進について

(中川議長)

次に、「弁護士任官の推進について」です。これは、前回もこの会議でいろいろ議論をいただいています、何らかの形でペーパーにまとめようということであったんですけれども、井手副議長にお願いをしておったのですが、なかなかお忙しいということもあり、本日現在、まだペーパーの形にはなっておりません。今日は、日弁連のほうから弁護士任官等推進センターの小川事務局次長がお越しになっておりますので、小川事務局次長のご説明を伺うことにしたいと思います。その前に、井手副議長のほうで論点の整理という意味で、少しプレゼンをしていただきまして、その後、小川事務局次長のご説明をいただきたいと思っております。では、よろしくお願いいたします。

(井手副議長)

弁護士任官制度は、私が十数年来、関心を持っているテーマでございます。この市民会議でも、議題にこうして取り上げていただくということをお願いした立場ではあるのですが、では、いざ意見書としてまとめてみようと思うと、なかなかこれが弁護士会サイドのほうの事情もわかりませんだけに、苦しんでおまして、本日、少し論点整理をさせていただいて、もう一度、皆様のご意見をこの場で伺った上で、まとめてみたいと思っております。つきましては、小川事務局次長からの説明もいただいきたいと思っております。

言うまでもないことですが、経験豊富な弁護士が裁判官になって、そして市民感覚というものを裁判実務に取り入れていくということは、我が国のキャリア裁判官システムの中におい

では、非常に大きな意味があるということは、論を待たないと思います。

日本弁護士連合会としても、いわゆる弁護士任官を進めておられるわけですが、本日の配付資料の77でもわかりますように、いわゆる弁護士任官と言われる常勤裁判官については、現在57名の方がいらっしゃいます。累計として見ても73名ということになっております。大体日本の裁判官の数からすると、まだ3%弱という数字ですから、非常にわずかな数にとどまっている。数がすべてとはもちろん思いませんけれども、しかしながら現実問題として、裁判に市民感覚を取り入れていくという目的を達成するには、やはり不十分な状態であるということは否めないと思っております。

裁判所としても、経験豊富で有能な弁護士の方が裁判官になられるというのは、待っておられるということも聞いておりますので、ぜひ、こうした現状を打開して、最終的な目標としては、いわゆる法曹一元ということにあるのかもしれませんが、まずはこの弁護士任官が活性化していくという方向に向けての実のある提言を、当市民会議としてできればと思っております。

そこで、先だっても新議長の中川委員とも、あるいは前議長の宮本委員とも一緒にお話したのですが、なぜ任官者が少ないのかということを考えれば、やはり一つは、任官者にとってのメリットと申しますか、インセンティブというものが少ないのではなからうかということです。2点目としては、任官者へのサポートがまだまだ足りないのではないかと。これは、任官する際に事務所の仕事等を整理していくものもありますし、また、任官してから以降のサポートという面もあるかと思えます。

そして、3点目としましては、いま盛んにいろいろな対策をされておるのですが、もう一つ、新しい発想で任官者をふやせるような提言というものはできないのか。例えば、現在では任官ということになると、弁護士を引き払って、裁判官として定年まで勤めていく。任期制ですから、必ずしも定年までということにはならないかもしれませんが、そうした転職という形になるのですから、また別の方向性は考えられないのか。そういうことを含めまして、今回、皆様のご意見、ご議論をいただければと思っております。

大体この3点の論点で整理をさせていただきました。この点について、こうした形で本日の議論を進めていければと思っております。

(中川議長)

ありがとうございます。では、小川事務局次長、ご説明のほどお願いいたします。

(小川達雄弁護士任官等推進センター事務局次長)

日弁連の弁護士任官等推進センターの事務局次長を務めております、小川でございます。よろしくお願いたします。

今、副議長のほうからお示しいただきました、現在の弁護士任官への取り組みを進める上での問題というのは、私ども弁護士任官等推進センターでも、いつも議論の対象になる問題でございます。今、挙げていただきましたところについて、私のほうから少し感じることを簡単に申し上げますとしまして、まず1番目の任官者へのインセンティブをどのようにつくっていったらいいのかということです。実際のところその点は、こういうことをやればその人にとっていいのだと

いうことを、何か提示するということが極めて難しい。それは裁判官という職の魅力、それはまた弁護士とは違う、自分自身としてのメリットというふうなことを常に訴えていく。さらには、裁判官になることによって、弁護士の職を続けていくこととは違った意味で、例えば司法制度全体に対する寄与であるとか、自分が本当に市民から信頼される司法をつくる担い手になるのだといったような意味付けというふうなことを、私どもとしては会員の中に訴えていくことを、繰り返しやっているわけですが、それ以上に、一種の実利的な問題ということについて、私どもが何か提示できるというふうなことはなかなかないわけです。

任官しようとする側からとりましたら、一番障害になることは、まさに先ほどおっしゃいましたように、これは転職ですから、同じ法律実務に就いているという点で共通するとはいっても、その仕事の中身というのはかなり違ったものになる。しかも、弁護士として、自分の得ている顧客層というものは、10年というスパンを考えたときには、おそらく完全に切り離されることを覚悟しなければいけないということがあります。

したがって、裁判官になって、自分がどう仕事をしていけるだろうかということに対する一種の不安といいますか。それから、定年までやれば、それこそもう65歳までなるわけですから、それから後の心配というのはいらないにしても、仮に10年で戻ってこようと思ったら、そのときの自分の経済基盤というのは、どれだけ残されているかどうかということに対する不安というのは、やはりなかなか払拭しきれないものとして一番大きなものだと率直に感じております。

先ほど申し上げたような、裁判官になっていくことについてのいろいろな魅力とかメリットとかということが、今申し上げたような不安というようなことにももちろん勝れば、その人は希望していくことになるでしょうけれど、そういう気持ちが勝っていくような決定的な決め手になりうるものというのは、実はなかなか私たちも見出せずに、毎日のようにいろいろ考えている、あるいは議論していると。率直に言うところではないかと思えます。

二つ目に、それは個人レベルで考えたときの問題ですが、システムとして任官していきこうという人たちを支えるような仕組み、システムをつくれないう、ここの努力はこれこれ日弁連としても、一生懸命やっているところではあると思えます。

非常に細かいことと言いますと、戻ってくることを前提にすれば、まことにささいな話のように思われるかもしれませんが、私どもが付けているバッチです。日弁連に貸与されているバッチですので、弁護士を辞めるわけですから、このバッチを返還するということにはなりますが、これを一旦預けるという仕組みにしたり、今の日弁連の弁護士としての登録番号は、実は全員、自分が若いときになったときの番号があるわけですが、裁判官になったとすれば、それが消えるわけです。10年経って戻ってきたら、さらに若いというか、数字の大きいそのときの番号になる。なんだ、おれは元々弁護士だったのに、そのときの番号があるのに、それはどこかに消えてしまって、それこそ20も30も若い人たちの番号と同じ番号を、自分が付けなければいけないのかというふうな、一つの心理的なことというのは率直に言ってあつたりします。これは、その番号がそのまま、バッチと一緒に保存をされて、帰ってきたときにはそれが引き続き使えるという仕組みに変えたりという努力もしております。

送り出す、あるいは迎え入れる、つまり辞めたときの入口、あるいは出口といいますか、そこに受け皿として、安心して事務所をたたんで、自分がある程度の準備期間をそこに在籍して、裁判官になる準備を整えてから行ける。あるいは、裁判官から帰ってきたときに、何はなくてもともかく在籍をして、ある程度の経済的な保障確保というのができる過程で、自分の本当の落ち着き方を考えるという受け皿になるような事務所をシステムとしてつくろうということで、それが今、日弁連が全体として取り組んでおります、いわゆる公設事務所です。公設事務所にそういう目的、機能を持たせるような仕組みにしようということです。これは、東京弁護士会の東京パブリック法律事務所をはじめとして、いくつかの公設事務所はそういう目的意識と機能を持たせるような形で取り組みは始まっております。

あるいは公設事務所でなくとも、私的な事務所の中で、うちの事務所は弁護士任官推進のための事務所として宣言します。ぜひ弁護士任官をしようと思う人は、ご心配なく、いっぺんこちらへ入ってきてくださいとか、そういう事務所をつくらうとか、そういう呼び掛けをしたりという取り組みはやりつつあるわけです。率直に申し上げて、それが一朝一夕にバーッと全体にできるということにはなかなかならないところに、私たち自身のもどかしさというものもあるというところかと思っております。

そういう個人レベルにせよ、あるいは全体の仕組みのレベルにしても、できるだけそうやって弁護士任官をしていきやすいような方策ということを、常に考えているんですけども、そういう意味では、ぜひ委員の皆さまには、いろいろご覧になって、こういうふうなことを考えていいのではないかということ、もしご意見いただければ大変ありがたいことだと思っておるようなところでございますので、よろしく申し上げます。

(中川議長)

ありがとうございます。それでは委員の皆さん、ご意見を伺いたいと思いますが、どうぞ。

(宮本委員)

少し教えていただきたいのですが、10年とおっしゃいましたけれども、それは裁判官の10年の人事と同じレベルですか。

(小川事務局次長)

はい、そうです。10年といいますのは、憲法上、裁判官の任期が一応10年と定められています。それが、10年経ったところで再任をされる。次の10年、次の10年と。大體裁判官の職に就くことを考えたときには、私たちの世代の人たちで、キャリアの人ですと、24歳、25歳で裁判官になるというのが、一番若いレベルの方になります。定年は65歳。その間でいいますと、40年あるわけですから、10年の任期を4回繰り返すということになります。その一つの単位として私たちも考えておまして、それは最高裁も大體同じで、弁護士任官として裁判官になったときには10年はやるぐらいの気持ちは持ってほしいというふうな言い方をしたりします。

(宮本委員)

10年に区切るから、また帰ってこないといけないとか、また弁護士活動をやらなければいけ

ないということになると、もうずっと裁判官になるという覚悟のほうがいいのではないかと思います。再任を拒否されるということは、めったにないことですよね。

(小川事務局次長)

めったにないことだと思います。

(宮本委員)

それこそ新聞記事になるようなことがなければ。だから、やろうと思えば、ほとんどの人は継続して、裁判官として職務を全うすることはできるわけですね。

(小川事務局次長)

はい。それで、先ほどもご紹介がございましたように、この3枚目の一覧表にございますように、1992年から数えると現在までで累計73名の方が裁判官になっています。今裁判官の方は、退任等をされた方を差し引きしますと57名です。この方々のほとんどの方々は、10年以上できる、つまり、例えば45歳で裁判官になられた弁護士任官者の方は、55歳になったら帰ろうというふうにご考慮される方は、むしろごく少数で、大体今までになられた方は、自分は定年まで裁判官としてその職を全うしたいというふうにお考えの方がほとんどでございます。

ただ、考え方としては、そういう形で活躍してほしいという面と、もう一面では、10年経ったら自由に帰ってきたいのではないかと。そうやって行ったり来たりする中で、全体のこういう弁護士のいろいろな経験が、いろいろな形で裁判官の世界に注入されて活性化されていくと。だから、行き帰りはあっても当然いいのではないかとという考えが他方の面でございます。私はそういう意味では、それは両方とも尊重されていいのではないかと思います。現実としては、ほとんどの方は定年まで裁判官をやりたいというふうに言って、裁判官になっておられる方がほとんどです。

(吉永委員)

定年までやっているケースとしては、戻っても何か自信がないという状況の中でやっていらっしゃる方もいるのかなというのが一つと、それから、あるいはちょうど脂が乗りきったときに弁護士活動をしていらっしゃって、それから今度は10年間の区切りで新しい挑戦をしなければいけないというのは、10年は辛抱してしまうと、今度戻るときにも中途半端になって辛いのかも思います。だったら、このままいようかなとなっている面というのはないのかなというのが一つ。

それから、前にビデオを見せてもらいましたよね。そのときに、自分がその志を持ってやろうと思っていたら、決定前までの間に相当時間があって、その間に自分が非常に不安定な状況になると。弁護士としての仕事、あるいは今請け負っている仕事、新しいものを受けていいのか、悪いのか。そういうことが何かネックになっているというような印象を、前のビデオからは受けたのです。もう少し速やかに出したら決まるとか、そういうものがあれば、もう少しできるのかなというようなことは感じられました。その点は、改善の余地はあるのでしょうか。

(小川事務局次長)

私もあのビデオはもちろん存じておりますが、率直に申し上げますと、あの中で出てくる弁護



士任官した裁判官が、あの1年間はなかなかきつかったと言っておられるのは、あの時期を経て、任官してからの思いとして言っておられるというふうに思うのです。つまり、自分が本当に任官しようと思うまでは、あのいわば待機の1年間でどういう意味を持つかというふうなことは現実の問題にならないのではないかと。それが現実の問題として自分の問題意識にまで高まってくるぐらいの方だったら、ほとんど任官の決意をしようとしている方ではないかという気がするんです。あの問題は、そんなに最初から、大きくクローズアップされるような性質のものでは多分ないのではないかと。むしろ、一般の弁護士レベルの認識としては、あの期間の「大変さ」は知られていないぐらいの話かもしれません。自分が足を踏み入れて初めてわかるような話というわけでありまして、そういう感じがいたします。

前の話に戻りますが、10年経って戻ること考えたときに、それがまたそれで、大変だという思いが生じるのではないかとおっしゃるのはあり得ることだと、私は率直に言って思います。ただ、10年とは限りませんが例えば12、3年経って、60歳を過ぎたぐらいのところ、現実に戻ってこられた方もいらっしゃいます。ですから、そういう意味ではキャリアの方は弁護士経験はないわけですが、弁護士任官者は、そうは言っても弁護士経験を10年なり、20年持っている方なわけですから、裁判官職を今度は退いて弁護士になるということに対するハードルの高さでいうと、それはもう比べものにならないくらい低いといいますが、弁護士任官者であれば、少しそういう決心をすれば、ある意味では簡単に戻れるというふうに、私は思っているのではないかとはいっています。

いずれにしても10年というサイクルは、憲法上任期として定められたサイクルでありますので、このことを最初から無視をするわけにはいかないわけです。だから、その上で再任を繰り返して長くやろうと考えるか、10年を一つのメドとして考えるかは、その人それぞれのスタンスの取り方かと思えます。

(高木委員)

弁護士任官に積極的な意義ありということでの取り組みであろうと思いますが、逆にキャリアシステムのほうを直さなければ、弁護士任官はふえないという面はいかがなものでしょうか。弁護士任官者をふやすメリットというのは、裁判所にとってどういうメリットがあるのか。いわば民間会社で言うと、途中入社者ですよね。その途中入社の人たちがそれなりに貢献をし、キャリアシステムの中でどういう地位を得られるのか、その辺も含めて、今のキャリアシステムを直さないままで行きませんかと言っても、そうはふえないのではないかと。いろいろなサポートシステムなど、あるいはクライアントの整理の関係だとか、サポートをされるにしても、その辺はいかがなのかなと。

(小川事務局次長)

高木委員も委員を務めておられた、司法制度改革審議会の中で、この裁判官制度改革の議論の一つの焦点というか、佐藤会長の提起から始まって、議論が始まった入口が、いわゆる法曹一元をどう考えるかという、ここから入って、非常に多くの議論がなされた経過がございますから、そういう意味では、もちろん弁護士会の中でも法曹一元というのは、言葉を換えれば、現在のキ

キャリア裁判官システムを廃止をするということです。それをもう少し具体的に言えば、これは一つの考えとして、当時いろいろ議論されたことですが、今の判事補制度です。つまり、大学を出て、司法試験を受かって、そのまま裁判官になって10年というのが判事補です。今の裁判所法の中での一つの職務なわけですが、その判事補の制度を廃止する。いわば一人前の裁判官というのは判事補ではなくて、10年経った上での判事なわけですから、その判事にするまでの10年というのを、いわゆるキャリア裁判官としての判事補という今の制度をやめて、これを全部弁護士にして、そこから10年経った者を判事に採用していくというのが、まさに判事補制度の廃止、キャリア裁判官制度の廃止です。それが、従来からの我が国での言葉遣いで言いますと、一つの法曹一元の在り方という形で議論されたわけです。

結論から申し上げますと、その司法制度改革審議会の中でのそういう方向性というのは、一応とらないというふうなことになるって、いわゆるキャリア裁判制度を前提とした上で、その裁判官の多様化、多元化ということを促進していこう。そのための弁護士任官という、既にそれは1992年から始まっていた制度ですが、それをもっと重要な制度として正面に置こうという議論になったというふうに、私は理解しているわけです。

ですから、そういう意味で、おそらく裁判所のほうも、私の個人的な理解が半分ぐらい入りますが、最終的にはキャリア裁判官だけの世界というのは、どうしても一種の人材の一様性といいますが、言葉はあまり適切ではないかもしれませんが、平板化といいますが。そういうふうなこともなっていく。あるいは、もしかしたらなっているかもしれないということ、裁判所のほうでも危惧された部分があるのではないかと思います。

そういう意味で、同じ法律家でも、裁判官とは違う経験を持った弁護士からもどんどん入れるということによって、裁判官の世界そのものを、もっといろいろな多様な国民からのニーズに応えられるようなものにしていくことが重要だというふうに裁判所も考えられて、結果としては、このような弁護士任官制度を重視していくという形での司法制度改革審議会の意見書の打ち出しがなされたと思います。

ただ、弁護士の側からすれば、もうキャリア裁判官制度は廃止された、判事の担い手は弁護士しかないというふうにはっきりそうなったほうが、なかば精神論になりますが、覚悟の決め方はしやすいだろうなと。そのほうが、そのときに、集団としての弁護士が背を向けることは、私は絶対にはないと思いますので、今とは違った、それこそ何をもおいても取り組んでいくぐらいのことも含めて、そういう意味では、今よりもっと多くの人が裁判官になっていくという趨勢はあり得たかもしれないと思います。

しかし、それは一つの仮定でございまして、本当にそうなるのかどうかということは、別の話でございまして、今現在の状況の中で、少しでも裁判官の世界を多様なものにする、多元的なものにする。そのことによって、多様な国民からのニーズに応えられるものにしていき、司法全体が市民の信頼にもっと耐え得るようなものにしていくというのが、この制度の趣旨です。それを、我々もできるだけ生かしていきたいというところではないかと思います。

(高木委員)

だから、法曹一元論のときに、覚悟ややる気もないのに、法曹一元、一元とってどうするんだという批判があったのを記憶しています。

(小川事務局次長)

そういう意味では、現在から以前を振り返って、あの当時の法曹一元論が、弁護士会内で非常に大きいたたかわされていたときに、現実問題としての裁判官のそういう職を、弁護士が全体として担いきるといって一種の覚悟がなければ、法曹一元ということは、ある意味では軽々に口にすべきではないみたいな話も、もしかしたらあるかもしれない。それは、もちろん見方によって違うと思いますけれども、しかし、その覚悟が我々自身の中にどれほどあったであろうかという一種の反省なり、あるいはここから先、将来を見据えた上での、もう一度弁護士任官推進という意味での覚悟を持ち直そうという意味合いも含めて、そういうふうな意見、議論というのを、私もみていかなければいけないと思います。

(中川議長)

問題が大きくなりすぎる感じもあるんですけど、フットさんはいかがですか。アメリカのシステムは違いますけれど、日本の弁護士任官についてどうお考えですか。

(フット委員)

アメリカの観点から見ると、覚悟が必要であるというような言葉が出ますと、まるっきり状況が違うように思います。アメリカは、確かに任命の過程は大変なプロセスで、非常に政治的になっていますけれども、それでも、裁判官になるのは、多くの弁護士にとってあこがれの的になっています。ですから、あまりにもその状況が違いますので、なぜ魅力を感じないのかというのが、根本的な問題なのではないかと思います。弁護士から見て、裁判官になる魅力というのは、多くの弁護士は魅力があるように感じているのでしょうか。

(小川事務局次長)

多くの弁護士の一人一人が、具体的に裁判官という職に対して本当に魅力を感じているとすれば、今のような状況を打開する、一つの大きな要素になりうるだろうと、私は思います。率直に申し上げて、裏を返せば、私個人の見方ですけど、一人一人の弁護士が、具体的なレベルで裁判官としての職を、自分の問題としてどこまで考えているだろうかということ考えたときには、なかなか難しい部分があったというふうに思います。

弁護士の職というものを考えてみると、本当に日々の毎日の中で、具体的に市民の皆さん方とひっきりなしに話をし、あるいは調査をし、あるいは書面を書きというような仕事を毎日やっている中での話ですから、それはそれで日々過ごしている弁護士としての仕事というのは、極めて具体的で、ある意味、極めて活動的で、ですから、その世界にいる限り、そこを出て何かを考えなければいけない必然性というのが、一般にどれだけあるかといえば、結構難しいのではないかと感じが率直に言っています。

しかし、見方を変えたときには、少なくとも司法の世界に身を置く限りにおいては、相対立する当事者、これは弁護士の世界ですが、その真ん中に立つ裁判官は、本当に最終の判断権者としてその裁定をし、ある意味での最終的な解決を図るといって職ですから、やはり、その魅力とい

うのは、弁護士の仕事の魅力とは全然質の違ったもので、非常に魅力のあるものだと、私は思うのです。それを全体のものにしていく、本当に少しでも多くの共感を呼ぶものにしていくことも、また、私たちの取り組みの一つになるのではないかと考えています。

（高木委員）

弁護士任官したいと言ったら、裁判所側の審査、チェックはどういうふうになっているのでしょうか。それから、法曹人口がふえてきたときに、弁護士さんをやるよりは安定して御飯が食べられるという意味で、裁判官をやるという時代が将来来るのかどうかわかりませんが、将来も含めて人数はどういう管理になっていくのか。それほどびっくりするほど出てこないでしょうという前提で、今の議論はなっているのかもしれませんが。

（小川事務局次長）

前のほうのご質問からお答えいたしますと、今の弁護士任官の全体のシステムは、既にご承知かと思いますが、まず、所属する弁護士会を含む弁護士会連合会で、推薦の審査の手続きがございます。その推薦の審査を経て、この人を推薦するという決議を添えて、その人が最高裁判所に任官したいという申し込みをいたします。申し込みをしてから約半年間、最高裁がその人に関する情報を集める。

これを正確に申し上げますと、最高裁が集めるというよりも、最高裁に、3年前に司法制度改革審議会の意見書に基づいて設置されました下級裁判官指名諮問委員会が、地域委員会を通じて情報を集める。その集めた情報をもとに、半年後に指名諮問委員会が開かれて、その指名諮問委員会がこの人を裁判官にするというか、この人になることが適切か、つまり、この人が裁判官としての資質があるというふうに見るかどうか。適否に関する意見を、その指名諮問委員会は最高裁に提出をいたします。その意見を受けた最高裁が、最終的に採用するかどうかを決めます。採用となれば、指名名簿に登載をして、内閣に送る。内閣はそれに基づいて任命をすると、こういうふうな流れに現在なっております。

この指名諮問委員会の制度ができて3年になりますが、この3年間、最高裁がこの指名諮問委員会の結論と違った最終的な意思決定をしたことはございませんので、指名諮問委員会が適した人は全部、最高裁は採用しているということに、現在のところなっているということです。

弁護士会連合会に最初に自分が申し込みをした時点から始まる、弁護士会内の審査と、最高裁に申し込んでから後の最高裁の下での審査のすべてが終わるのが8か月ほどかかることとなります。採用となればあと3、4か月の間に事務所の整理を含めたいろいろな整理をして、着任というふうなことになるわけです。最初に申し込んだときから現実の任官までの間が、ちょうど1年ぐらいというふうな形になります。それで、その任官の時期というのが、毎年4月1日と10月1日という形で、今は節目を決めて手続のサイクルを動かしているということになります。

将来の法曹人口の増加に伴う弁護士任官希望者の増加ということにらんで、どの程度の人数管理ができるかということは、そのこと自体が現実の課題になってくるような状況を早くつくりたいというふうに、私などは本当に思うのですけれども、特にそういう経済問題を主たる理由として任官を求めるということを、実は裁判所のほうは最も避けたいと考えているように見受けら

れます。それはそれで、ある意味もっともだと思うんですけども、そういう意味では、先生のご懸念というのが、近い将来、弁護士会側でも少し考えなければいけないということが出てくるかもしれません。今のところ、まだそういうふうな形で的人数管理が、現実の問題になるような状況では、ちょっとないのではないかという感じを思っています。

(山岸事務総長)

フット委員に、一つ質問をしてよろしいですか。オーストラリアの例もかつて聞いたことがあるのですが、すべて弁護士から裁判官になるということから、こういう弁護士任官の苦労ということは、全く想像もできない世界ということになっておりますけれども、そのときに、任官をする、裁判官になるということは、弁護士の仲間の中で大変名誉なことで、非常に積極的に評価されるそうです。とてもうれしいことだというプラスの効果なんですね。それが、日本となぜ違うのかということについてのご意見があればということなんですけれども、収入面でどうなのかということについては、厳密な比較がどうか分かりませんが、確かに収入は下がるし、日本の裁判官に比べて高いということもないと。そういうことがあると。

ただ、名誉ということについては、非常に市民、あるいは同僚からの評価が高いし、仕事がやりがいがある。名誉もあるかというふうに考えられていると。そこら辺の違いみたいなものか、または自由度いいますか、よく言われるように、私どもは法律家になろうというよりも、弁護士になろう、自由業になろうという動機で受けている人が多いものですから、そうすると、公務員と同じように転勤があり、なかなか不自由な生活ということに対する消極的な心理状態があるにはあるんですけども、そこら辺が私どもは最高裁と違って、諸外国の裁判官は日本の裁判官よりも自由だというふうに言って、そこら辺の意見もいろいろな見解の相違があったのですけれども、そこら辺、国によってどういう点が違うのだということ、あるいは何かご意見みたいなものを頂戴できればと思うんですけども。

(フット委員)

まず、後者の自由度の話に関連しますけれども、以前ここでお話ししましたが、法律事務所と裁判所の両面において、状況はアメリカと日本は違うのではないかと思います。つまり、裁判官になろうとしている弁護士は、トップの弁護士で大手の法律事務所の人がかかなり多いのですけれども、そういう大手の法律事務所は、大きな組織で弁護士としての自由度はあっても、大きい組織の一員としてはいろいろなところから束縛を受けています。それに比べて裁判官になれば、ほとんど完全に自由になります。ですから、そういう束縛の多いところから自由度が高いところへという感覚が強いのですけれども、日本は、多分正反対なのではないかと思います。

確かに、下級審の裁判官は、一般の弁護士よりも確かにプレステージは高いのですけれども、それプラス、やりがいがあるというふうに思われているのは確かです。それは、ロースクールの教育でも、ケーススタディ中心ですので、そういうケースをつくっているのは裁判官であると。あるいは、それもある程度は関係してくるのではないかと思います。

もう一点、最近の動向としては、調査官制度がずいぶん発展しています。ハーバードのロースクールの卒業生の20%以上は、ロースクール直後、ロークラークとなって、裁判官の下で裁判

官の手足となって1年ないし2年間、ずっとそういうような仕事をしています。しかも、ロークラークをしなくても、ロースクールの中に裁判所でインターンをしている学生も多いのですが、そういうインターンも、裁判官の指導の下でいろいろな仕事をしているので、そういうインターンやロークラークの経験を通じて、なるほど、裁判官はこういうものである、裁判官の仕事のやりがいはこういうものであるという感覚は、かなり強くなるのではないかと思います。

そこで日本は、せっかく実務修習の制度がありますので、全員が、今ですと6か月裁判所を経験していますが、そういった実務修習の間に裁判官のやりがいを感じるのか。つまり、先ほどの話の続きになるかもしれませんが、弁護士任官の妨げとなっているのは、弁護士は裁判官のイメージをつかめないから不安があるのか。それとも、そのイメージをつかみすぎて、裁判官の生活はこういうものだからと、弁護士のほうがいいというのか、どちらだろうかというのが、私の率直な疑問です。

(井手副議長)

どうなのでしょう。確かに実務修習期間で、皆さん裁判所の経験をなさって、法曹になれるわけですが、ただ、研修中と、それから弁護士経験のある程度なされた後では、やはり感じ方も違いましょうし、いろいろこれもまた制約があることは承知で申し上げるんですが、先ほどの論点3番目の話ですが、例えばいきなり任官をするのではなくて、まさに実務研修という形が言葉として適切かどうかわかりませんが、それはもう一度、何か月間でもいいから、弁護士の身分を持ったまま裁判所の中を見るというふうな仕組みというのは、一つ考えられないのかと以前からずっと思っていました。

というのは、私は、お知り合いの、以前親しかった弁護士が任官されて行ったんですけど、非常に意欲を持って行かれた方だったんですけど、大変苦勞をなさっておられまして、やっぱり最大は判決書きなんです。これほどとは思わなかったというふうなことをおっしゃっておられました。

やはり、我々新聞記者の世界もそうなんですけれども、ものを書くというのは、書き方に様式があるものですから、若いうちからずっとトレーニングをしていくと、それなりの時間でそれなりのものを書ける。判決書もいくつかのパターンがありますけれども、読むのと書くのは大違いでして、では、実際にああいう形の判決書を、判事補の時代からずっと厳しい部長さんなどについてやった人と、10年、20年弁護士をやって、判決を読むトレーニングしかなかった方が、いきなり書く側に回っての大変さ。これはなかなか想像を絶するものがあるのではないかなと思うわけです。

かといって、判決書を書けなければ、裁判官としてだめなのかというと、これは決してそうではないわけで、まさに弁護士さんの判断、常識、良識というものが活かされるべきであるといって、我々は期待しているわけです。例えば、その判決書のスキルの部分を何とかサポートする仕組みが作れないのか。また、あるいは最初に戻りますけれども、実際に自分の実務経験を踏まえた目を見て、先ほどフット委員が、裁判所の今の仕事を知りすぎているのか、それとも知らなすぎるのかということをおっしゃいましたが、等身大の目で裁判所の仕事を見れるような仕組み

が何か考えられないものかなというふうにも思います。

いろいろご努力をなさっておられる点、非常によくわかるのですけれども、ある種こうして任官なさっている方々の一定の割合の方が、やっぱりかなりしんどい目をして、今現に裁判所に勤めておられるのではないかと思います。むしろ、そういう負の面というのは、これは別に公開する必要は全くないのですけれども、そうした面をきちんとご研究なさって、そうしたら、この状況を打破するヒントも見られるのではないかというふうに思っております。

もう一つ余談ですけれども、ずいぶん初期のころに任官された方で、田川さんという方がいらっしやいまして、私は、あの方ともいろいろお話することがあったのですが、非常にお歳を召して裁判官になられたんですけれども、これはもうキャリアの裁判官が誰一人できなかったことをなさっていました。それは、洲本の支部に行かれたとき、そこに、実は昭和金融恐慌のときにつぶれた淡路銀行という銀行の破産手続がまだ終わっていなかったんですね。その当時で、50、60年ぐらい経っていたと思うんですけれども、それは結局、貨幣価値が変わってしまったものですから、配当するといってもほとんど紙切れにもならないような額しかない。それをみんなキャリアの裁判官たちは、先送り、先送りで何十年も経っていた。それを勇気を奮われて処理をなさったんです。こういうことは、まさに外部から来た人にしかできないことでありますし、裁判所としては、大変田川さんに助けられたと、私は思っております。

こういうこともあるわけで、ぜひたくさんの方々が裁判所内部を正確に理解されて、任官していかれるような仕組みを、どうぞご検討いただければと思っております。

(中川議長)

一委員として発言してよろしいでしょうか。皆様のお許しがあったということで。私はこの問題、数年間、第二東京弁護士会の面接委員として、横から拝見しておりますが、どうも感じとしては、相当行き詰まっているのではないかという感じがするんです。先ほど来のお話でも、フットさんも言われた文化の違い、それから制度的なもの、いろいろありまして、非常にバリアが高いという感じは、もともと構造的にちょっと無理があったのではないかなと思います。

裁判官の多様化というのは、大変重要なことでもありますし、進めていかなければいけないと思うのですが、この問題は、やはり弁護士サイドと裁判所との間で、もう少し大きな観点で議論、相談、協議をしていただく必要があるのではないかと。ただその一つの方法ではあるわけですが、任官制度というのは、それよりも少し広い観点で、裁判官の多様化という切り口。法曹一元と申しますと、これは神々の闘いになりまして、全く原理がぶつかりあって前に進まないものですから、そういうのはちょっと横へ置きまして、裁判官の多様化をどういうふうに進めたらいいのかという観点で、弁護士会と裁判所とが心を開いてご相談をいただく。これが、やっぱり国民の目から見ますと、大変うれしいといいますが、やっという感じになるのではないかと思います。

だから、任官制度にとらわれずに、裁判官の多様化を進めるために何か方法はないのだろうか。ちょっとした委員会をつくって、優秀な人たちを見つけてくるというような方法もあると思っておりますし、弁護士サイドとしても、こういう人たちならば、ぜひ裁判官になってほしいという推

薦制度みたいなものもあるかと思えます。何か立派な人をやっぱり立てるといってちょっと語弊がありますが、裁判官としてやっていただきたい方が、吸い上げられて裁判所へ入っていく。そういうふうな制度が我が国でもできればいいのではないかという、そういう観点でのシステムというものを検討していただいたらどうでしょうか。

(小川事務局次長)

今、議長がおっしゃった話にかみ合うのかどうか分かりませんが、ここでもうお話が既に出たことかと思えますが、非常勤裁判官制度というのをつくりました。これは、司法制度改革審議会が意見書を出す直前の時期になりますが、平成13年の春から最高裁判所と日弁連で、そういう意味では数十年ぶりといいいましょか、初めて協議会ができて、この弁護士任官の推進に関する協議をそこでやっていくと。先ほど一連の手続の流れを申し上げましたが、ああいう形の弁護士会側の推薦と、それを受けた最高裁側での審査と採用という仕組みは、この協議で、平成13年の暮れにできたものなのです。その翌年にこの非常勤裁判官制度というのが、実は同じ協議を通じてできあがりました。これが調停制度の活性化といえますか、弁護士経験を入れて、もっといいものにしようという側面と、弁護士任官も通常の弁護士任官を促進していくという、この二つの面をあわせ持ったものとしてつくり上げられたのがこの非常勤裁判官制度です。

今、確かに、率直に申し上げると、かなり悪戦苦闘状態ですけれども、非常勤裁判官制度を弁護士任官、通常任官への一つの大きなステップ的なものとして、私たち自身も、期待という他人事のような言葉になりますが、それをもって取り組んでいる状況であります。

既に第1期の最初の非常勤裁判官になられた約30人の方から3人の方が、今年の春以降に、通常の常勤の裁判官として任官されるというような状況が出てきておりまして、こういうふうな中で、一つの大きなルートとして、おっしゃいましたような、いい人をどんどん裁判官にしていくというシステムにもっとつくり上げていきたいと思っていますところです。

同時に、先ほど副議長のほうでおっしゃいました、裁判所と弁護士会とのいろいろな意味での、一面では知りすぎていても、他面ではまだ全然知らない部分があるのではないかという、その部分で、今の協議なども含めていろいろな意見交換はずっと続けておりますし、その中で、判決書の問題なども含めて、弁護士任官に対する裁判所の中での研修制度というのは、実はほとんど整備されていなかったのですが、それがこの協議を通じて、そういう整備が必要だという私たちからの意見も裁判所のほうは取り入れまして、そういう研修制度も整備されつつあるということです。裁判官の仕事のリアルな状況を、我々弁護士のほうでもっと知ることができるような工夫をしようというので、あのビデオをつくりました。あのビデオは、最高裁の全面的な協力をいただいて、私たち日弁連のほうでつくったわけですが、ああいう形の協力というの、やはりこれまでのことを考えると、本当に一歩進んだものになり得ているというふうに思います。

だから、そういう方向での促進というのをもっともっと努力をする中で、やはり「あの制度は何だったのか」というふうなことにしたくないし、そうはなりたくないと思いますし、そういう方向で努力したいと思います。

(高木委員)



今のお話を聞いても、本当に裁判所のほうは、弁護士任官をプラス思考のものとして受け止める気があると思っておられるのか。辛辣に言えば、キャリアシステムというのはひたすら裁判所としては守っていきたいと。ただ、そのキャリアシステムに対するいろいろな批判もあるから、ある種の抗弁材料というか、こんな手法もしておりますよという、幕の内弁当の漬物みたいな扱い、そういう感覚ではないかというのは、司法制度改革審議会時代に嫌というほど感じました。

だから、今一生懸命にやっておられるというのは、それは十分分かりますが、今の皆さん方のご意見聞いていても、では判事補というのは何者ですかという議論もだいぶしましたが、それは判事、補が付いていても判事なのか、一種のトレーニーなのか、調査官代行役なのか、そんなところも含めて。ところが、判事補でも何年か経つと、仮処分なんか直接裁判官に代わってやりますし、そういう意味では裁判官的なところがあるけれど、トレーニー的なところもあると。だから、他職経験云々という議論のときにも、本当にキャリアシステムというのを守るとしたら、その守るためのそもそものよって立つ論理は何なんですかと、こういう議論は、裁判所はだいぶ逃げましたよ。そういう意味では、冷やかして水を掛けるような話だけではないつもりなのですが、この弁護士任官というのは、本当に裁判所側にも、これをアクティブに受け入れていくのだという認識がない中でお付き合いだということになれば、先ほど、どなたかがおっしゃったように悲観的だし、あるいはフット委員の言われる文化の違いだという論になってしまうかもしれませんが、その辺をどういうふうに認識をし、もし裁判所側がそういう認識を変えていく方向に向かっているのだというなら、今中川議長がおっしゃったような、そういう議論をもっと突っ込んでやらないことには、これも失礼ついでに言うと、お為ごかしみたいな話で打ち上げて、時の流れを待つと、みたいな話ではないかと。そのような感じで皆さんの話を聞いていました。

(梶谷会長)

大変するどいご指摘でございます。私は会長として、最高裁の人たちともずいぶん話しております。この問題については、最高裁は本気だと思います。法曹一元とか、それから判事補をなくすという問題になると、これは相当及び腰というか、消極的だと思います。

しかし、裁判所に弁護士を経験した新しい血を入れると。それは、弁護士が裁判所のためになるというふうに思っているのが、私は基本的には間違いないと思っています。大体10年で500名ふやそうと。私はとても少ないと思いますけれども、しかし、ともかく予算としては、我々としては年に50名というふうに思っているけれど、75名の予算をとっていると。それは、25名は弁護士任官を期待しているんだということで、最近人数が少ないものですから、我々は厳しく責め立てられているところがありますけれども、私はそういったところを見ても、かなり本気だろうと思います。それで、先ほども小川事務局次長からの説明がありましたように、裁判所では、先ほどの任官のビデオなども、総務局長が自分で行くということで、積極的に私たちは本当に歓迎しているんだということは心から言っていると、私は思っております。

ですから、そういった意味では、我々はきちんとこの弁護士任官の部分で成功させるために努力しなければならない。努力はしているはしているつもりです。弁護士任官等推進センターというものをつくりまして、全国的に展開をしているわけですが、先ほど来、いろいろなお話の非常

に困難な状況、ハードルが高い。これは、基本的には最初に修習のときに三つ選択を自由にできたわけです。そのときに、弁護士を選んだから弁護士になっている。その人にまた行けという転換を迫るようなところがあります。これは、若い人はなかなかそう簡単ではない。ある程度年代を積んで、弁護士をこれだけやったんだけど、この経験を裁判所に生かすかという人も、いないわけではないんですけども、それは非常に数が少ないということ。その中には、先ほどもお話が出ましたように、待遇の問題もありますし、自由の問題もありましょうし、それから一つは大きなものは裁判書ですね。日本の精密司法ということで、あの10年かかって、それこそ今の判事補の時代に勉強したいということで、あの精密な、独得な表現をしなければならないということが、非常に大きな重荷になるということがあると思います。それも、一つの不自由だということの証左であるわけですが、最近では争点主義ということで、かなり自由な形で判決書きを書くようになっていきます。少しずつ転換はしていると思いますが、ただ、これは時間がかかると思っておりますが、今の弁護士任官等推進センターに関しましては、かなりの努力をして全国展開をして、実現にいたるところまではいっていませんけれども、相当程度希望者が出てきているという現実はあると思います。こういうものはすぐにできないで、時間はかかりますけれども、ある突破口を開けば、私は、相当数がふえるということ、また、これを期待しなければできないというふうにして、最大努力をしているところです。

(中川議長)

ありがとうございました。いろんな議論ありましたけれども、他にご意見はございますか。

(土屋委員)

今さら申し上げるような意見は持ち合わせていないのですが、三つほど感じたことがありましたので、お話ししておこうと思ったのです。一つは、弁護士任官という理念を、もう一度再構築する必要がありはしないかと思うんですね。日弁連は法曹一元の実現を目指していて、それから、最高裁のほうは、判事補制度、キャリア制度というのを維持しているわけで、非常にグレーゾーンみたいな形で弁護士任官はスタートしていて、私が外から見ていると、どうも理念的な整理ができていないのではないかなと思います。今必要なのは、法曹の中の流動性を高めることだと思います。つまり、弁護士さんから裁判官になる。そういうことも必要だし、場合によったら、弁護士から検察官になったっていいのかもしれない。そういうような発想というのは、今の法曹の中になんていっていいんですよ。裁判官は裁判官の世界、それから弁護士さんは弁護士さんの世界ができています。検察官も検察官の世界ができています。そういうのが日本の法曹界の中にできていますが、それは単純に法曹村として、皆さんそれぞれ区画された居住地に住んでいるんですというだけの話でもないような気がするのです。それが、こういう司法改革と言いながら克服されていない部分ではないかと思っております。その壁をもっと取っ払う議論を、理念的なところからもう一度組み立て直すような議論というのを弁護士会にやってほしいなと思います。

その取っかかりに、弁護士任官の話というのがなくなってくるのではないかと思います。そこを放置していくと、何のために弁護士から裁判官にならなくてはならないのというのが常に出てくる。ましてや、個人的な名前を挙げるとなると、何で私が行かなければいけないのかという話になっ

てくると思うんですね。そここのところの基本的な議論みたいなものをもうちよつとつくり直す必要があるかなということが一つです。

それからもう一つは、任官のシステムづくりが必要なんだと思います。弁護士任官を具体的に実現させていくようなソフトの面のシステムづくり、これをどう使っていったらいいのかというのをもっと詰めていく必要があるなと思います。それは、先ほどフット委員も言われたように、調査官制度みたいなところにどうやって弁護士が乗っかっていくのかという議論もシステムの一つでしょう。それから、井手副議長が言われたような研修制度。私もそのアイデアを持っていました。何か日弁連の中で、特別に弁護士任官を想定とするような、裁判官の仕事を経験するような、そういう研修制度みたいなものをつくってもいいのではないかというふうに思ったりしました。

つまり、今の弁護士任官制度、日弁連の取り組んでいらっしゃるやり方というのは、いきなり裁判官にしてしまおうという取り組みですよ。それはもちろん大事なことですけれども、その前にもっとやるのがあって、アメリカの制度なんかだと、裁判官予備軍みたい人がたくさんいるわけです。その中で、最も皆さんがもっともふさわしいというふうに希望する人が裁判官になる。そういう土壌があるわけです。ところが、今の弁護士任官制度には、その土壌が何も無いと思うんです。このまま行ったら、本当に袋小路行為に入ってしまうことが見える。それだったら、いきなり手を挙げさせる制度をやるなんていうことを考えるのではなくて、手が挙げられる土壌をどうやってつくるのかというところの議論をもっとしなければいけないと思っております。そのためには、そういう一種のシステム化して、最高裁とタイアップして、裁判官の職を体験していく。いきなり任官するのではなくて、一定の期間、第2次司法修習みたいな形の、必ずしも任官するのではないのだけれども裁判官の仕事を経験してみる。実際に判決も書いて、家事調停官だとか、パートタイム裁判官みたいなものを実際にやるのではなくて、まず、少しやってみる。その上で考えてみるというような層をもっと手厚くつくっていかないと、なかなかいきなり任官しろといっても、できないと思うんですね。それは、制度的なものとして最高裁を含んで合意でつくるのもいいでしょうし、日弁連独自で特別研修会みたいな形でやったっていいんだと思います。そういうテクニカルな面がもし問題になるのだったら、判決書みたいな、そこを克服するような技術的な研修をすればいいわけだし、一時的な抵抗感が大きいのであったら、裁判所との間で抵抗感をなくすようなことを考えていったらいいと思います。そういった体系的なものをつくって裁判官予備軍をつくるということが一つなのではないかと思います。

それから三つ目は、そういう予備軍ができるまでは何もしないのでいいのかということ、そうではなくて、今の制度を進めていくような、任官者をふやせるような仕組みをどうやったらつくったらいいのだろうと思いますけれど、それはもう今やっていらっしゃる公設事務所を受け皿にしようという取り組みを強めていただきたいし、それから、裁判官の任官を終えて、弁護士に戻ってくるのが不安であるならば、不安をなくすような、これも弁護士会内部でのいろいろな何か制度みたいなことが考えられるのかどうか。また、いきなり仕事がなくなってしまうことの問題がありますね。裁判官から戻ってきてもだれもお客がいないと。ゼロからスタートしないといけ

ないというような、少なくともそんな過酷な状況に置くようなことをしないような仕組みですね。そういうものを考えていく必要がある。そのところはもう少しやっていただけたらいいのかなと思いました。

それともう一つは、4月に日本司法支援センターが発足しますよね。日本司法支援センターの常勤弁護士というのは、いまはなり手が少なくて苦労していらっしゃる。センターのいろいろな常勤弁護士、スタッフ弁護士、ここをうまく使って、弁護士任官の条件づくりの一つの機能を果たせられないだろうか。これは非常に難しいと思うんですけど、日本司法支援センターのスタッフであった方、常勤であった方が一定の年限を経て、任官して、あるいは任官が終了したら、またそこに戻ってくる。裁判官としての公的な仕事をした後に、また公的な役割のスタッフの一員になるというような道をもっと広げるとか。これは、経済的な条件をどうつくとか、いろいろ難しい問題があるかと思うんですけど、そんなことも考えてもいいのかと、そういう方向もあるのではないかと考えています。

ですから、そういう当面の条件づくりと、ある程度長期的な予備軍づくりみたいな戦略を、一定の理念をつくった上での戦略を持って、それで長期的に取り組んでいく。そういう作業をやっていないと、いつまでも任官者が増えないと思いますね。

(梶谷会長)

おっしゃるとおりです。いわば都市型公設事務所ということで、パブリックディフェンダーを育てる大きな公設事務所構想を今準備しつつあるわけです。これはなかなか大変なんですけれども、先ほどいくつかの例をご紹介しましたけれども、100人ぐらいの規模で、どんどん裁判官、あるいはスタッフ弁護士を送り込むときに、戻るときには指導者として、また自ら仕事の担い手としてやっていけるという構想がなければ、おそらく進まないのではないかと思います。単発ではなかなか難しいということで、これから大きな課題であると考えております。

(土屋委員)

ぜひ、私は実現していただきたいと思います。

(中川議長)

今いろいろなご意見承りまして、委員の皆さん大変この問題についてご関心が高いですね。会議としましては、できるだけこの制度が発展して、いい裁判官がふえるように後押しするような方向で、また相談をさせていただきたいと思います。お互い頑張りましょう。小川事務局次長、きょうは本当にありがとうございました。

(小川事務局次長)

ありがとうございました。

### (3) 裁判員制度について

(中川議長)

次の議題であります「裁判員制度について」に入りたいと思います。今日はこの問題に関してまして、裁判員制度実施本部小野正典事務局長のお越しいただいておりますので、前回の議論を

踏まえまして、ご報告いただきたいと思います。小野先生、よろしく申し上げます。

(小野正典裁判員制度実施本部事務局長)

きょうの資料は二つあります。資料79と、それから「法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム中間報告書」という冊子です。

79の資料はどのようなものかといいますと、弁護士が市民講座に講師として行く場合に、今利用しているパワーポイントの説明ツールを印刷してお配りをしているというものでございます。前回もご議論をいただきましたが、こんなようなものをつくって、今様々な場所での市民の皆さんへの説明をしているわけです。弁護士会なりの説明ということではいいますと、この資料の1枚目、2枚目。それから少し飛びますけれども、14ページあたりで、多少弁護士会的な内容を盛り込んでいます。それ以外のところは、一般的な説明が大部分です。評議の説明なども多少違ってくるのではないかというふうに思いますけれども、要するに、市民の皆さんがなぜこんな負担を負わなくてはいけないのだという疑問を持っているわけです。私どもは、このパワーポイントの活字として、実はあまり載せていないところですが、現在の刑事裁判の在り方については、弁護士は大体一様にみな疑問を持っている。そういう説明を概ねしているところでございます。

どういうところに疑問を持っているのかということでは、やはりプロである人たちだけの判断ということが、実は偏っているのではないだろうか。プロの常識、玄人の常識というものが、はたして本当に刑事裁判をやっていく上で、それだけで構成されていることが本当にいいのだろうか。これまでも多くの冤罪事件が生じているわけです。そういったようなものがどうやって解決されていくのかという道筋は、これまではほとんど見えてこなかった。

今回、裁判員制度を導入して、市民の皆さんに参加してもらうことで、そのあたりを大きく変えることができるのではないだろうか、このような切り口でのご説明しております。法曹三者と言われていますが、法曹三者というのは、どちらかという、閉ざされた業界の中に入っているのではないかと。つまり弁護士も検察官も裁判官も同じように、一つの昔からの決められた枠組み、型にはめられた裁判をやってしまう。その結果、裁判そのものが、本来のあるべき刑事裁判から遠くなっているのではないだろうかという話になってきています。

裁判がだれのものかということでは、本来は市民のための裁判です。一般的に、単に市民参加ということだけでは、なかなか皆さん納得されるわけではありません。市民が入ることによって、市民の常識、市民の判断力がプロの目が見たこれまでの書面で判断している刑事裁判を大きく変えていく力になるだろうと。市民に対してそのような説明の仕方をするように務めていくと。

もう一つは、裁判員が加わることによって、刑事裁判の進め方が変わってくる。今は書面で判断することがほとんどになってしまっているけれども、大量の書面を読んでもらって判断するという仕組みは、裁判員裁判ではとれませんから、皆さん方が法廷に来て、法廷で見て、聞いて、そこで判断をする。今のように山のような書類を読み込んで判断するのではない、そういう刑事裁判にする。これがこの裁判員裁判で初めて実現できる。そのようなことで話をしています。

その中に、いつも含むようにしているのは、今の捜査のやり方の中に、取り調べの録音・録画

を入れて、その点が争いになったときには、客観的な資料で判断をしてもらう。こういう制度を併せてこの裁判員制度の中に盛り込んでいく必要があります。これは今まだ実現できていません。裁判所も最近のいくつかの裁判官の論考などで、そういう方向を肯定して進めようとしているということになっています。私たちは、今の刑事裁判というのはどうなっているかということは、ほとんどの方が、実は現場をほとんどご存じない。そういう事件にかかわり合いになること自体、非常にまれなことですし、どのような取り調べが行われ、どのような裁判が進められているのか、ほとんどご存じない。法廷傍聴にお越しになる方はもちろんいますけれども、全体から見れば、ごくごく少数なわけですから、我々、確かにこういうところでどれだけの説明をやっていくことができるのかは、非常に微々たるものであるかもしれませんが、大きなビデオ映像をつくったりなんかしたりということは、今のところまだ資金的余裕がありませんので、そのような形から進めようということによってやっております。

あとは、今企画しているのは、漫画をつくって、それで何話か、裁判員裁判はこういうふうにやっていくんだというようなことを準備をしております、今年から来年にかけて何とか出せればというふうに工夫して、おおまかに言いますと、きょうはあまり時間もないようですので、このようなことをご説明を申し上げるつもりでした。

ここにきょうお持ちした資料79についてご覧いただいて、もう少しこんなような視点が入ったほうがいいのではないかとか、そういったご意見を、また今日でなくてもお寄せいただければ、私どもの今後の活動に役に立たせていただくことができるかなと思っています。

それから、先ほども少し触れられたようですけれども、法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム中間報告書、前回の会議のときにはまだできていなかったと思いますが、これについては、後ろのほうにどういう方々が参加しているのか、103ページをご覧いただければ、外部の学識委員の方と弁護士委員がチームをつくって検討している中間報告書です。これが出されたときには、新聞などでずいぶん報道していただいています、法務省が率直に言って、極めて消極的というか反対なんです。

例えば酒巻教授なども、具体的なお話をずいぶんしておられるようすけれども、最高裁は今のところ特段のコメントを控えているのかもしれませんが、一時、この三者協議会の幹事会というものがあって、その中で議論したときに、三者で統一的なものをつくる必要があるのではないかという意見が出たこともあるんですけれども、今現在、では具体的にどう進めていくというふうな話になっているわけではありません。弁護士会だけが中間報告書をつくって、さらに今、なお引き続き残りの言葉などについての検討をして、今年中、あるいは少しずれ込むかもしれませんが、もう一度報告を出す予定にはしておりますが、そのような活動が、法務省などとすり合わせしていくことができるのかどうか。今のところまだ、はっきりと見えてきているわけではありません。とりあえず、私のほうからは簡単ではありますが、この程度にさせていただきたいと思えます。

(中川議長)

委員の皆様の方からはいかがでしょうか。

(土屋委員)

要望なんですけれど、このスライドの中に、判決のことを入れてもらえないかなと。判決文はどうなるのか。それから、判決言い渡しのときに、裁判員は来なければいけないのか。判決言い渡しの部分がスライドにないので、その部分を追加していただければと思います。評議、評決までは言っているんだけど、言い渡しはどうなんでしょう。裁判員は必ずいなければいけないのかという疑問が出てくるでしょうから、そのあたりを載せていただきたいと思います。それから、先ほどから出てきている判決書ですけど、判決文はどんなふうになるのですか。あるいは変わらないんですかみたいな。実際、質問を受けますので説明していただけたらと思います。

(小野事務局長)

はい、わかりました。

(フット委員)

判決の言い渡しときは、裁判員もいなければいけないのですか。その答えはどうなんですか。

(小野事務局長)

最終的に判決を言い渡すときには、裁判員は出頭することになっています。判決文そのものは、後で裁判官が作成するんです。つまり、評議を終えて、裁判員を待たせて、裁判官が判決を起案するということは、それはもう裁判員をただ待たせているだけになりますから、そこで判決を言い渡すんですけども、判決文そのものは裁判官がつくる。その問題だろうと思います。

(梶谷会長)

今でも、民事裁判における判決は、執行がありますので判決書をつくっておかなければいけないのです。ところが刑事の場合は、判決だけして、後から判決書をつくるということが、現在行われているんですが、おそらく裁判員制度も同じことだろうと思います。

(小野事務局長)

現在、例えば模擬裁判などでやっている方法を見ますと、協議を重ねて、裁判官がある程度のものなんかを途中でつくっているのではないかなと。そこまでちゃんと明確な説明はないですけど。実際の模擬裁判で評議を終えて判決を言い渡すまでに、多少の時間をとっています。多少の時間といっても限られていますので、1時間とか2時間ぐらいとって、裁判官がパーッとおおまかなあらすじのようなものを書いて、それを実際に法廷でざっと読みます。このような形をとっていますので、もしかしたら実際にはそのようなことになって、さらにもう少し控訴審のことを考えて、多少手を加えて判決文をつくるのではないかという感じがします。

やはりどうしても、控訴審、上告審というものがありますから、そこは裁判員裁判ではありませんので、そこにある程度耐えられるような判決を書きたいというのは、裁判官としては譲れない一線ではないかなとっております。その辺が、裁判官と裁判員との最終的な大きな違いなってくると思います。

(高木委員)

16ページの評決のところの過半数で、「裁判官・裁判員、双方の賛成が必要」と書いてあります。9人で、裁判官3人いて、1人でも賛成すればよいということですか。

(小野事務局長)

そうです。1人でも賛成であれば。

(高木委員)

2人以上いないといけないということではないですか。

(小野事務局長)

1人以上です。先ほどちょっと説明を十分にいたしませんでしたが、14ページの「無罪の推定」であるとか、「合理的疑いを持たない証明」というようなところは、ここも非常に、特に法務省と最高検は消極的なところですよ。

実は、今学校の教科書に、どういう教材を盛り込むかということで協議をしている場があります。裁判員裁判の説明について、それぞれ三者が、こういう趣旨の内容を盛り込んだ教材をつくるべきだというものを出しました。最終的には何とか一応合意できるようなところまで落ち着いたのですが、一時、法務省は無罪の推定だとか、合理的疑いを残さない、あるいは合理的疑いを超えとか、そういったような表現について非常に消極的な姿勢を示しまして、削除を大変求めてきました。だけど、現在使われている教科書も、そういうことは載っていますよと、いろいろすったもんだした挙げ句、14ページに書いてあるような事柄が残ることになりましたが、いろいろな広報、あるいは講演その他の場では、必ずしもこういう説明は、法務省サイドからは出ていないのではないかという感じがいたしまして、基本的な裁判の在り方というのはこういうものだというのを特に意識して、盛り込んだのがこの14ページの2つということになります。

(宮本委員)

パワーポイントを使って、もう既にあちこち講義をしていらっしゃるわけですが、この講義を受ける前と受けた後での、受けた人たちの意識の変化というのは、お調べになりましたか。

(小野事務局長)

すみません。ちょっとそこまで手が回っておりません。

(宮本委員)

どういうふうにお考えですか。例えばこの講義を受けて、裁判員制度に大賛成と、自分も参加したいという人が多くなったのか。そこはどうなのでしょう。

(小野事務局長)

そうですね。そのところはまだわかっておりません。そのあたりもちょっとフォローしていきたいと思っております。

(中川議長)

今のご発言に関係するのですが、アンケートなどを見ますと、総論賛成、各論反対というのが。私は嫌だという方が非常に多いですね。

日弁連もそうですし、法務省もそうですし、いろいろな形で広報というPRをされていますね。そのPRの中身が専ら制度のPRになっていまして、この制度がなぜ必要なのか。先ほど出したプロだけの判断では困るんだよという説得の方法なんでしょうが、それが本当に国民の皆さんの心にしみ込んで、なるほどそうだなと、裁判員制度というのは、我々にとってもやらなくては



いけないなというところまで高まっているものなのかどうかというところが、一番私なんか心配になりますよね。時間もかかるでしょうし、それはそうだと思うけれども、説得の根本、一番ポイントは何のところか。本当にそれで人の心をつかむ説得方法になっているのか。そのところはどうかですか。

(小野事務局長)

本当に難しいところですよ。私どもの考えていることが、それもやはり市民の心をつかんでいるかどうかというのは、なかなか自信のないところで、やはり裁判というのは、あくまでも自分たちと違うところで行われて、それでいいんだと。むしろプロの判断のほうがいいんだというふうにお考えの方は、たくさんいらっしゃいます。そこに、裁判官の常識は社会の常識と異なることがあります、なかなか法曹三者で一応手を取り合いながらやっているということもあって、あまりそこまで言えない。

裁判官や検察官が弁護士になると、とたんに私たちの常識と一緒になくなってしまって、裁判官の言っていることはおかしいぞと言い出すという、こういうことは皆さんご存じないので、本当はそういう話もしたいんですけども、そこまで言い切ってしまうといいのか、悩ましいところもあります。

それから、この問題は、今陪審裁判をやっている国でも同じような問題抱えている。ニューヨークでも、あるいは最近陪審員制度を導入したスペインなどでも、皆さんやはり反対なんだと。つまり、税金は払わなくてははいけないけれど、納めたくないというものと似ているような言い方のようなんですけども、陪審員にならなくてははいけない義務はあるけれども、やりたくないねというのが本音だと思います。そのところを何とか、どうしようとしてしているのかということの、いろいろなことを今でも、アメリカでもやり続けているというお話なものですから、そういう意味では、私たちも、今おっしゃったように、つかみどころがまだまだ十分でないと思っただけなんですけれども、そこら辺の知恵をこちらもなかなかなくて、お願いをしようと思っただけです。

(中川議長)

フット委員、何かいい知恵はありませぬか。税金とは少し違うと思います。税金の場合は、何となく払わねばならない。いくら払うかというのは問題としてもです。社会がそういうルールで回っていているんだという基本的な認識はありますよね。だけど、これは何か一方的な負担ですね。何か見返りが全然ないと。そうしたらなぜしなければいけない。そのところの説得力が非常に弱いといえますか、確かにおっしゃるように、うまく見つからないです。だけど、何かそれをもう少しないかなという感じなんですけど。

(井手副議長)

参加すると、こんなにいいことがありますよという現世利益的な説明というのは、まず不可能だと思います。これは、おそらく弁護士の見れば、今まで、少なくとも戦後、国の体制が定まったときに、一応税金を納めれば公からはフリーになれたと思うんです。戦前は、男子の場合は兵役などというのがありましたから、税金を納めてもなお義務はあったわけなんですけれども、少な

くとも戦後は税金さえ納めていれば、あとはお任せ民主主義でよかったと。

しかし、今回の裁判員制度というのは、裁判員を通じて公益といいますか、公に参加していくという非常に画期的な節目になると思うんです。だから、そのあたりを先ほどの弁護士任官の話にもありましたように、もう少し理念のところをきちんと整理してもいいのかというふうに思うんですね。

そこを言わないと、いくら仕組みを詳しく教えていただいて、「なるほど」とわかったところで、でもやっぱり、ますます面倒くさそうではないですか、ということにしかないかもしれないわけです。そこら辺は検討いただければと思っております。

それからもう一点、確かになかなかこの法曹三者で協調してやっているPRで難しい面もあると思いますが、少し私の経験を申しますと、もうずいぶん前になるのですが、いわゆる再審無罪事件、高松の榎井村事件がありました。私は取材したときに、最初はずっと書面ばかりを読んでいました。その再審開始決定が出るか、出ないかという、再審の決定を前にして、やっぱり何となく確定判決やら、検察の書面というのは説得力があるんです。これは駄目だろうなと思ったんですが、ところが、実際に吉田さんというもう亡くなられましたけれど、その方とお会いしてお話を聞いたところ、これはもう理屈ではないんですけど、この人はやっていないと。あまたの書面とか、私ら新聞記者が見られるのは限られたものですが、そういったものの力をすべて超える力がその方にはあったんです。実際、再審は認められまして無実が証明されました。

日弁連としても、そうしたケースをたくさんやっておられるわけですから、そうした生の、まさに市民の目を入れることで救われるんだと。逆に、キャリア裁判官がこういう過ちも犯すんだよということ。これは歴史的にもう定まっているものですから、そういったものなどもPRしていける中で活かしていけたらいいのではないかと思いました。

(土屋委員)

一つ提案みたいな話なんですけれども、弁護士会館の1階に、裁判員制度のパネルでも並べて、説明展示をやってみたらどうでしょうね。私は前から、あのスペースもったいないなと思っていました。広報的に活用したらどうだろうかと思うんですよ。たくさん人が来ますし、通り抜けていってもいいし。あそこの使い方をもう少しうまく考えて、それで裁判員制度の趣旨はこうであるとか、これから先、法廷はこんなふうになりそうだとか、今出たみたいな再審事件の記録。つまり著名な再審事件などに携わった弁護士さんは、その現実の記録を持っていらっしゃるのだから、そういうものをケースに入れて展示するとか、いろいろなことが考えられると思うんです。そうやって、実際の刑事裁判というのはこんなふうになっていて、弁護士さんの目から見たら、こんなふうに見える。だから、ここをこうしなければいけないということを、1階のホールを使ってやってみたらどうでしょう。1か月間常設で。

(山岸事務総長)

おっしゃるとおりかなと私も思うんです。私も、ここの事務総長をやらせていただいて2年間、本当に役所と同じなんだと思うことをいくつも感じるものがあつたんです。おっしゃる1階のスペースの使い方も、会館運営委員会が決めることでして、これは日弁連、東京三弁護士会の共有

関係でなかなか、ちょっとしたことで議論があるものですから、そういう市民会議でそういう強いご意見があったということで、もう一度検討してもらわないといけませんね。

(井手副議長)

一時、龍谷大学にスペースがありまして、正木ひろしさんの記録を置いてありました。生のメモとか写真とかを貼っていて、これはどれだけ上手にパワーポイントを使って証明しても、伝わらないようなものでした。

(山岸事務総長)

今理念的なものという話が出ましたけれども、私どもも地方をあちらこちら回りますけれども、最近、やはりそれなりに理解が進んできたのかなと思いますし、同時に法教育の重要性が、今後の制度とか、ルールのとおりかという、もっと根源的なものというような、いろいろなものを工夫をして、各地でやろうとしている姿勢が見えてきています。

ですから、まさに今おっしゃったようなお任せ民主主義では駄目なんだと。やらしているだけでは駄目なんだと。要するに自分たち市民の社会常識というものが、きちんと法制にも司法にも生かさなければいけない。そのためには、お任せっぱなしではなくて、そういったことを苦痛であっても参加をしてやらなければいけないし、その時々時代に合ったルールを自分たちでつくっていく、変えていく、守っていく。そういったことを自分たちでやらなくてはいけない、議論しなくてはいけない、実践しなくてはいけないというようなことの意識がかなり出てきたのかなと。

それが、この裁判員制度を始めるぞということと、そこにたどり着くには、やっぱり法教育をきちんとしていけないと、担い手たちを教育していけないといけないというようなことが相まって、ささやかではありますけれども、各地でいろいろな芽が出てきているということは実感しつつあるんです。まだまだ目に見えたもの、大きなものになってきていないという歯がゆさがありますけれど、それでも、ごくごく一部の人たちの議論だったのが、そういう学校教育の現場、現場、弁護士会での出前講義ですとか様々なものの中で、そういう議論が一般市民の方々の関心と呼ぶことになってきていると。前はそうでもなかったのが、会長の記者会見の後などの記事などにも、そういう点に観点を置いた記事なんかも地方紙で見受けられるようになったかという気はしていますが、まだまだこれからだと思います。

(吉永委員)

新聞社のアンケートで、7割ぐらいの人がちょっと参加したくないとか、そういう結果がどんどん出てきていますよね。ただ、実際には裁判員制度をというものが、こういう理念に基づいているというのはわかっているような気がするんです。だけど、実際的には、精神的な負担に自分がとても耐えられないのではないかと、物理的負担に耐えられないのではないかと二つあって、具体的な参加をするにあたっては、積極的にはなれない。なぜ参加したくないのか、前より具体的にわかってきている。

実際に、自分はどうしてもおしゃべりだから、守秘義務を守らなくて、つい言ってしまったばっかりに、罰金を取られてはかなわない。何かメリットがあるところか、とんでもない、引き受

けたばかりに50万円罰金を取られたとか。1か月も、えらいこっちゃという人もいますよね。

それと、あと人の一生に、評決、判決に参加するということの重さというものを真剣に受け止めてしまうと、やはり自分は素人だし、人の運命を左右するのは大変だとか、あるいはうらまれたら怖いとか、そういう具体的な不安というのがすごく表面化してきている。

もう一つは、やはりこれから、団塊の世代なんか定年になっちゃったりするからいいでしょうけれども、仕事をしている人が、自由な時間がどれくらいとれるのか。それに対して企業がどれくらいの理解を示してくれるのか。例えば大きな企業が、うちはまだ裁判員制度をどんどんやって、選ばれた人は、そここのところは協力しますよみたいなメッセージって、あまり企業側からはなくて、実際自分のところはどうなんだろうかと。それを受けてしまったばかりに、仕事をだれかに取られてしまうのではないかと、すごく重要なこの時期に、この件で休んだことが大きな理由で一生に影響するのではないかと。それから、子どもを育てている女性たちもいるんですよね。やはり子どもを預けて安心できない。落ち着いて参加するような状況でないという人もいますよね。

やはり、そういう具体的なものに対して、どういうふうに条件を整えていくのかという提示がないと、不安が解消されない。今、その出口がなかなか見つからない状況なのかなと。それが、おそらく7割がやりたくないというアンケートの結果になってしまって、それがまたある種のネガティブな方向にいつてしまうのかなというような状況です。割と皆さん、裁判員制度のことはわかってきているんですよ。それが、わかっているだけに、もうワンステップが越えられない。

(中川議長)

具体的な不安に対する具体的な説明がほしいですね。

(吉永委員)

人生かけてまでやることかみたいに思っている人もいますよね。

(中川議長)

先ほど、私は、法曹三者が共同でやっているの、少し裁判官の悪口はというところでひっかかったんです。確かにそうだと思うんですが、一緒にやるということあまり強調しないほうがいいのではないですか。例えば裁判官は法を見ると。市民は人を見るとか、何かそういうふうな単純な感覚というのはないのでしょうか。裁判官は紙と法律を見ると、市民は人、生きた人間を見るというような少し切り口を変えたら、そうすると一般の人もああそうかと、何かわかりやすくなりますよね。それは不正確ですよ、不正確ではあるけれども、何か気分がほっとするとか、感じはありますよね。だから、少しその辺の切り口みたいな、これは哲学に関連してきますので難しいんだけど、そういうようなことを考えていただいたらどうかと思います。

(小野事務局長)

裁判所の悪口というよりも、先ほどもご指摘があったように、これまでにいろいろな誤った判決がいっぱいあったと。そういうような説明はもちろんするわけで、そういうようなことをどうやって防ぐのが一番いいのかという話をするわけですが、今おっしゃったような、そういうスローガンのなとか、標語的な切り口というのは、なかなか難しいでしょうね。もうちょ

っと考えてみないとおっしゃるとおりだと思うんですね。

(宮本委員)

裁判官は、人を見てはいけないのでしょうか。

(中川議長)

それは、裁判官は絶対見ていると言うんです。しかし、どういう人を見ているかですよ。やはり法律というものを通して見ていると言っている。だけど、裁判員は生の人を見るという、それは少し違いがあると思うんです。

(吉永委員)

何か参加しなさいと押しつけられているイメージが私たち結構強くて、むしろ市民の力を貸してください的な、そういう視点があまり感じられないというところが、反発を生んでいるところであるような気がするんです。

(中川議長)

だから、井手副議長が言われた新しい公的義務。日本というのは非常に、社会で公的義務というのは、確かに税金しかないです。そこへ一つ新しい義務をぼんと付け加えるということに対して抵抗力、抵抗感があります。そうではなくて、申し訳ありませんが力を貸していただけませんか。そのスタンスは大切だと思います。おっしゃるとおりなんです。

(宮本委員)

でも、私なんかはやはり市民の義務であると言いたいね。

(中川議長)

中身はそうですね。

(宮本委員)

やはりそういうふうに必要なから参加してほしいということ言ったほうがよいと思いますね。

(フット委員)

私から見て、事実認定について専門の裁判官がいいのか、裁判員のほうがいいのか。むしろ、まさにお互いに議論し合ったほうがより望ましいものだと思うんですけども、確かに事実認定をポイントにするよりも、先ほどの小野先生の説明にありましたように、手続の面ですね。調書裁判からの突破口になっているというのは、私から見て、この制度の一番大きな利点だと思いますけれども、そういうようなことを説明するのは非常に難しい。ですから、一般市民に、今までの調書裁判の弱点などを説明したり、調書裁判の言葉自体をまず説明しなければなりません。

ですから、私はある程度再審事件を調べましたけれども、それは同じような証拠物だったら、多分アメリカの陪審員でも有罪になった事件は、かなり多かったように思います。ですが、何よりも調書が中心でやったということも大きなポイントだと私は思っています。ですが、とにかくそういうアピールしていくためには、そういう冤罪事件など、あるいはもっと一般市民に対してアピール度が強いものではないかと思えます。

私が見てきたところ、確かに弁護士会としていろいろ広報活動をすべきですし、いろいろとできるわけですが、何よりもマスメディアが問題だと、私は思っています。こういう制度が

議論されているときからある程度評価していましたが、その実現に向けた動きが出てきたときに、こんなに困るという批判的な報道ばかりでした。本当に私は不思議に思いました。これは負担になりますし、こういう秘密を守る義務がありますという記事が毎日のように新聞に掲載されています。もしも弁護士会経由でマスメディアに制度の重要性を報道してもらうような、何かそういう道があれば、それは重要だと思います。

(山岸事務総長)

おっしゃるとおりです。先ほど申し上げた地方紙の人たちと、現場で終わった後、話をするときも、まさにだれだって知らないことだから不安だし、嫌だしという思いがあるでしょうと。だけど、もう少し掘り下げて、より積極的なことで民主主義にとって必要なんだということで、そういう意識を持たないと、あなた方がしっかりしないと駄目なのではないですかというあたりを言うと、ああ、なるほどというようなことを言ってくれるような人たちも結構いたんです。

ただ、先ほどのように、具体的に困ること、実際の不安とか評価みたいなものを言われると、なかなか全部答えるのは難しいです。

(土屋委員)

メディアの関係でいいますと、やはり地方の新聞社などといろいろ話していると、かつてほど抵抗といいましょうか、反対の論陣を張るような人は少なくなりました。少なくなりましたけれど、かといってそういう記者が、積極的に裁判員制度を進める方向にいろいろな意見とか、論評みたいなものを書いているかということと必ずしもそうでない。

その抵抗感というのは、何ででしょうね。公的な役割を果たしていくことについての意識の低さというのが、僕らの中に、国民の中にあるんですよね。見返りがなければ動かないという、平たく言えばそうですけれど、見返りがなくても動くという意識というのが国民にない。そういう社会になっていると僕は思うんですけれど。

そのあたりをいきなりどうこうしようとしても、なかなか動かないなというふうに感じています。ですから、時間をかけてメディアの方々ややっていかないといけないでしょうね。機会があるごとにいろんな機会に話し合い、説明をし、というようなことを弁護士会にもやっていただきたいと思うんですね。

それからもう一つ、法教育という意味で、私はこの間、ある大学の先生と話をしてびっくりしたのですが、今年の中学入試で裁判員制度が問題に出たそうです。その先生のおもさんが、私立中学を受験したそうなんです。小学生のおもさんが、お父さん、裁判員制度が出たよって言ったそうです。ですから、一部のところでは、もうそういう感じがあるんです。どこまで教育しているかわからないですし、実際どういうことをやっているかわからないのですけれど、できるだけ早く、小学生にも手を打つというか、いろいろ説明をしていかないと、きちんとした理解が行き届かないですね。こういうものだというふうに、小学生、中学生あたりから思い込んでしまっていて、これから制度が動いていく際に支障になることがでてくるのではないかと私は心配しました。

そういう私立中学校を受験するおもさんというのが、どういう形で教わっているのかという

のは、何も聞けなかったのですけれども、その先生自身が、えっとびっくりしていました。子どもを取り巻く状況の中では、裁判員制度というのは、言葉で、言葉としては浸透しています。という状況が一面ではあると思います。

（小野事務局長）

私立中学受験というのは、割とそういう最新の法について聞くというのが、時々あるんです。確かに、今の話は初めてお聞きしましたけれど。

（土屋委員）

東京の有名私立中学らしいです。

（山岸事務総長）

そういう意味では、大体定着してきたのかもしれませんが、そこから先というのは難しいですね。私などもさっきみたいに言っている、家族の中では総スキャンですからね。

（梶谷会長）

うちの家内は積極的です。

（井手副議長）

先ほどフット委員がおっしゃったように、マスメディアを取り込むというのは大事で、この間もお話しましたが、法務省とかが各地方自治体にシンポジウムなどに予算を出してもらったりして、ただし、先生の出演をお願いしますねとか、事務次官はよろしくとかというような形でやっていますけれども、それはお金のことで、ほとんど商売ベースでやっているから、つまり編集ではなくて、広告局を窓口にする。だから、事実上でき合いのものになってしまうんですね。

だけど、それはまさに共同通信の加盟紙の地方紙であれ、我々全国紙であれ、例えば大阪などで大阪弁護士会から、こういうのがやりたいんだ、何か一緒にやりませんかというような話があれば、それはやると思うんです。それで、最高裁や法務省であってもそういうことに関して新聞社も金を出しますし、協力してやっていくことはいくらでもあると思うんです。これはお互いですけれども、ぜひ探っていきたいと思います。

（梶谷会長）

今、裁判員制度は実施設計をやっているところなので、話題性がちょっとないのです。これから、先ほどお話に出ました介護をしている家庭の場合どうなのかとか、お子さんがおられるときはどうするとか、裁判所にそういうのを設けるのかとかというようなことが、だんだん具体的に思えてくると思います。そういうものをめぐってまた、いろいろ新聞等を書いていただけるものだと期待しているわけなんです。やはり話題性がないと、なかなか書いていただけないと。これから、どんどんそこら辺は詰まってくるわけでしょう。

（土屋委員）

弁護士会主催で全国の刑事裁判を見に行くみたいなイベントをやったらいいと思うんです。アメリカの裁判所を私見たときにびっくりしたんです。とにかく小学生が、先生に連れられて裁判所に見学に行くんです。それで、裁判官からいろいろ刑事裁判というのはこうです、陪審裁判は

こうですよという説明を、小学生が聞いているんです。日本も同じようなことをどんどんやったらいいと思うんですね、市民参画みたいに。弁護士会主催でもって刑事裁判を見に行こうという、見たい子はおいでというようなことをやって、全国展開してみたらどうでしょう。これは大してお金もかからないし。

(山岸事務総長)

法廷傍聴は、かなりやっているんですけどね。実際、小学生で団体で来てはいる。全体から見れば、ほんの一握りですが。

(土屋委員)

例えば学校の先生などで、結構関心を持っている方はいらっしゃるから、先生のほうに弁護士会のほうで後押ししますから、そういう子どもさんたちに裁判を見に行かせませんか、みたいなことで、旗の掲げ方の問題だと思います。裁判所がやっている裁判傍聴ですと言えば、あまり来ないかもしれないけれど、裁判員制度について勉強するために、刑事裁判見ましょうという、深刻な事件ではなくて軽い事件がいいと思うんですが。交通事故でも何でもいいんですね。子どもさんがすぐわかるようなものを選んで、こういうものが裁判員裁判でこれからやられるようになりますよというよう説明をしていくとか、そういうことをやってみたらどうでしょうか。

(梶谷会長)

模擬裁判等も、日弁連はずいぶんやっているんです。しかし、各弁護士会がやっているのは、完璧を競おうとしている嫌いが感じがあって、相当大がかりなんです。私は軽い模擬裁判をたくさんやったらどうだと。難しくはないんですけど、易しく易しく一生懸命やっているわけですけど、軽く考えて数を多くやるということが必要だと思っています。いまおっしゃった法廷傍聴も数多くやるということが、どんどん浸透していくようになります。

#### (4) 次回の日程

(中川議長)

だいぶいろいろな議論を、大変有益になったのではないかと思います。少しまとめるのが大変なんですけれども、裁判員制度は、これで一応終わりですか。終わりにさせるしかないですかね。だから、また事態が進展しまして、いろいろな問題が出てくれば、そのときまたやりましょう。では、きょうは、これで一応、議題を終わらせていただきまして、次回の議題はまだ決まっていないのですね。また、ご相談をさせていただきたいと思います。それでは、次回の日程について。

(山本事務次長)

事前にいつものとおりに、皆様のご予定を伺い、一番多くの委員の方が出席いただけるということで、6月5日、月曜日の午後ということにさせていただきたいと思います。いつも2時間だと大変短いようですので、今回は2時間半、時間を取らせていただければと思います。午後2時から4時半までということで、よろしくお願ひいたします。

#### 5. 閉会 梶谷剛日弁連会長 閉会挨拶



(中川議長)

それでは、次回そういうことでお願いしたいと思います。一応閉会させていただきますが、梶谷日弁連会長、3月末でご退任になるということでございますので、最後のごあいさつをお願いします。

(梶谷会長)

先生方、2年間ありがとうございました。宮本議長、井手副議長には、毎回事前に会館に足をお運びいただき、いろいろご準備いただきましてご苦勞をおかけしました。本当にありがとうございました。心から感謝いたします。また、委員の先生方には活発なご意見をいただき、本当に感謝をしているところであります。

私どもは、いろいろな角度から、いろいろな経歴、またお考えをもった方々が、しかも一流の方々が、ここでいろいろな議論をしていただくことは大変有益に思っておりますし、もう一つ言えば、非常に楽しく聞かせていただいております。

私は就任当初、ここで申し上げたと思いますが、我々弁護士は、弁護士だけの、会内でだけわかるような議論は絶対にしてはいけません。社会一般の方々に理解をしてもらえよう、難解な法律用語など、絶対に使ってはいけませんというようなことで、わかりやすい議論をするということを心がけてまいりました。もちろん時としては、法律実務家として、かなり難しいことも言わなければならないし、あるいは社会に必ずしも受け入れられないといいますが、理解はしてもらう努力はしなければいけません、社会的になかなか弁護士会の意見が取り入れられないということもあります。しかしながら、それはそれとして、できるだけわかりやすい表現をする必要があるというふうに思っております。

この市民会議のご提言、要望等をつくっていただきましたけれど、ここでの会議と同じように、非常にわかりやすい平易な文章をつくっていただいております。それから何よりも、常に3枚ぐらいでまとめていただいているわけです。つい2、3日前、日弁連理事会で70枚の文書がありました。これはもう読んでもらえないではないか。だから、常にサマリーを付けます。このサマリーが2、3枚ということです。そういうことで、この市民会議での進め方、また書面の作り方は大変参考になる。我が意得たりと、こういう気持ちを持っているところでございます。

少しでも日弁連が、先生方のお力をいただいて、よりよい団体になるように、努力をしなければならないというふうに思っています。本日、中川議長が、宮本議長の後任として議長に就任していただきました。日弁連としてはかなり辛口のご意見をいただいておりますが、温かい気持ちで接していただいていることを心から感謝しております。また、井手副議長も引き続いてよろしくお願いをいたします。

私と山岸事務総長は、2年間の任期を終えまして、3月末をもって退任をいたすこととなります。山本事務次長は、私どもと行動を共にしないで、さらに続けてやるという決意でございますので、今しばらくよろしくお願いを申し上げます。

私の期間は、司法改革の実行の時代ということをやキャッチフレーズにしておりまして、実行の時代は地域の時代。地域の弁護士、弁護士会は、それぞれ地域を担っていくのだと。こういうこ

とで全国で一緒にやろうということによってまいりました。まだ途中ではもちろんございますけれども、今年には日本司法支援センターが設立、業務を開始いたします。また、法科大学院の設立が2年経過しまして、新司法試験が始まります。裁判員制度も、あと3年後に迫っております。あと5年あると思っていたのが、あっという間にあと3年になりました。まだ、決まっていないことはたくさんあります。小野事務局長を中心として、非常に頑張っております。これも引き続き、我々としては努力したいと思っております。市民会議の委員の皆様、本当に2年間お世話になりました。すばらしい思い出を残しながら、心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

(中川議長)

それでは皆さん、ご苦労さまです。これで第9回市民会議を終わらせていただきます。(了)